

コラム～安全だより～



「の自転車 ～安全に利用するために～」

夕暮れ時は、特に自転車の交通事故が多発する危険な時間帯です。
今号は夕暮れ時の自転車利用と交通法規についてお伝えします。

令和4年12月(通算第120号)
発行:
公益財団法人東京しごと財団
(東京都シルバー人材センター連合)

事故防止のキーワードは「薄暮に注意！」

「薄暮」とは、晩秋から冬の頃の日没前後1時間の時間帯のこと

では、「薄暮の時間帯」、何が危ないのでしょうか？

- ◆ ヘッドライトを点けている車と点けていない車が混在し、自動車、自転車の双方で認識しづらくなる
- ◆ 急速に周囲が暗くなるので目が追い付かず、危険察知が遅れる
(暗さに目が慣れるまで 20～30 分かかる)
- ◆ 日没後は視力が低下するため、速度感覚や距離感が昼間と違ってくる
- ◆ 薄暮時は、夜間よりもドライバーから自転車・歩行者を見つけにくい
- ◆ 一方、自転車側は、ドライバーから自分が見えている、と思い込んでいる

では、どんな対策を行えばよいのでしょうか？

- ◆ 明るい色の服を身に着け、反射材(低めの位置が効果的)を使い、視認性を高める
- ◆ 薄暗くなる前から、早めにライトを点灯する
- ◆ (明るく照らされた所より)暗がりや物影に注意する

ところで、自転車の交通法規ご存じですか？

警視庁は、令和4年10月31日から自転車の危険運転の取り締まり強化を本格的に始めました。今回、信号無視、一時不停止、右側通行、歩道走行時の徐行違反の4項目が取り締まり強化の対象です。

自転車は軽車両なので、自動車の青切符のような反則金制度はありません。違反に対して道路交通法が適用され、悪質な違反に対しては「赤切符」交付→略式裁判→有罪判決が下されると「前科」！となることもあるのです。例えば・・・

- ・薄暮時に車道を走るのが危ないからと、歩道に入り、その際に速度を落とさなかった
- ・暗くて一時停止線に気付かず通過してしまった

これらのケースは法律違反となり、赤切符を切られることがあります。要注意です。